

第4回定例会会議録

令和3年12月13日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- ―――日程第1 議案第 90号 御代田町議会政務活動費の交付に関する条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第2 議案第 91号 御代田国民健康保険条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第3 議案第 92号 御代田町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第4 議案第 98号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）
について―――
- ―――日程第5 議案第 99号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第2号）について―――
- ―――日程第6 議案第100号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第3号）について―――
- ―――日程第7 議案第101号 令和3年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） これより、12月3日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い、各常任委員長から報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第90号 御代田町議会政府活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第7 議案第101号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第

2号)についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田るみ君) 3ページをお開きください。

令和3年12月13日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第 90号 御代田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例案について

議案第 91号 御代田国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

議案第 92号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第 98号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案(第7号)について
(総務福祉文教常任委員会付託分)

議案第 99号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
(第2号)について

議案第100号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第
3号)について

議案第101号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第
2号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(五味高明君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第98号につい
ては、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員
会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第90号から第101号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第90号 御代田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第91号 御代田国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、議案第92号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、議案第98号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）について、議案第99号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について、議案第100号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について、議案第101号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第 8 議案第 93号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第 9 議案第 94号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

- 基準を定める条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第10 議案第 95号 御代田町保育料徴収条例の
一部を改正する条例案について――
- ――日程第11 議案第 96号 御代田町火入れに関する条例の
一部を改正する条例案について――
- ――日程第12 議案第 97号 御代田町工業振興条例の
一部を改正する条例案について――
- ――日程第13 議案第102号 令和3年度御代田町公共下水道事業
特別会計補正予算案（第2号）について――
- ――日程第14 議案第103号 令和3年度御代田小沼水道事業
会計補正予算案（第3号）について――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第8 議案第93号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから日程第14 議案第103号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） 4ページをお開きください。

令和3年12月13日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第 93号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第 94号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例案について

議案第 95号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第 96号 御代田町火入れに関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 97号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案について

議案第102号 令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）
について

議案第103号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）につ
いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第93号から第103号については、討論を省略し、直ちに一括して採決し
たいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第93号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第94号
御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例案について、議案第95号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条

例案について、議案第96号 御代田町火入れに関する条例の一部を改正する条例案について、議案第97号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案について、議案第102号 令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について、議案第103号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第15 陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情―――

―――日程第16 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第15 陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情、日程第16 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情について、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 5ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情

（12月3日の議会において付託）

2. 件名 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情について

（12月3日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和3年12月13日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

○議長（五味高明君） 陳情第1号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第1号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第2号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第2号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第17 発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する

規則案について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

発委案をお手元に配付しましたとおりです。本案について、趣旨説明を求めます。
小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案の趣旨説明を行います。

改正内容は主に3点でございます。

1点目、議員活動と家庭活動の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など議員としての活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するもの。

2点目、議会への請願手続きの利便性の向上を図るため、請願者に一律求めている押印の義務づけを見直し、署名、または記名、押印に改めるもの。

3点目、タブレット議会の運営が始まったことから、議場へのタブレットの持ち込みについて、議長の許可を不要とするもの。

この議案については、議会運営委員会が審議により、委員会の発委といたします。
どうぞよろしくご審議お願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発委案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

発委第2号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決しました。

―――日程第18 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第18 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報公聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

―――町長あいさつ―――

○議長(五味高明君) 閉会に先立ち、小園町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 閉会前に一言ご挨拶申し上げます。

今議会におきまして上程させていただきました議案等、全て原案どおり可決いただきましたことにまずもって御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

年の瀬、段々と気持ちが急くようなそういった日々になっております。一方で、だんだんと寒さが厳しくなっております。何となく秋がないままに冬になってしまったのかなとそういった気候でございます。

さて、昨日、県から発表があったとおりでございまして、御代田町に居住される方2名から新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たということでございまして、3か月近くぶりということになります。これをもって今までやってきた対策をどうしても強化しなければならないとかそういったことではないと考えておりますけれども、やはりまだまだこういったことは、落ち着かないものであるなということとは再認識せざるを得ないことかなと思っているところでございます。

皆様におかれましては、議会の皆様、また町民の皆様におかれましては、引き続き手洗い、うがいの励行、これが1番大事なことでありますし、日常の行動等についてもできるだけお気をつけいただければありがたいなと思っているところでございます。

今年もあと半月余りとなりました。ますますお気持ちのお忙しい日々になるかなと思います。そういったときトラブル、事故起きやすいですので、皆様くれぐれもご自愛の上、新しいいい年を迎えられますように、お過ごしいただければと思っております。

そういったわけでございまして、令和3年第4回御代田町議会定例会、これにて閉会となります。皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございました。よいお年をお迎えください。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて、令和3年第4回御代田町議会定例会を閉会とします。
大変お疲れさまでした。

閉　　会　　午前10時23分